

第2節 防衛計画の大綱

防衛計画の大綱とは、わが国の防衛力のあり方やその具体的な整備目標など、わが国の防衛力の整備、維持、運用に関する基本的指針を示したものである。

わが国は、1976（昭和51）年の「防衛計画の大綱について」（前大綱）の策定に続き、95（平成7）年には、冷戦の終結などにより国際情勢が大きく変化していること、主たる任務であるわが国の防衛に加えて、大規模災害など各種の事態への対応やより安定した安全保障環境の構築への貢献などの分野でも、自衛隊の役割に対する期待が高まっていることなどを踏まえて前大綱を見直し、「平成8年度以降に係る防衛計画の大綱について」（防衛大綱¹）が、安全保障会議と閣議で決定され、現在、この防衛大綱に基づき防衛力の整備などを行っている。

本節では、この防衛大綱の概要について説明する。

¹資料11～12（p323～327）参照。

1 防衛大綱が前提としている国際情勢

国際情勢認識

防衛大綱は、その策定にあたって考慮した国際情勢を、次のように述べている。

東西間の軍事的対峙の構造は消滅し、世界的な規模の武力紛争が生起する可能性は遠のいている。一方、各種の領土問題は依然存続し、宗教上の対立や民族問題などに根ざす対立は、むしろ顕在化し、複雑で多様な地域紛争が発生している。また、核兵器をはじめとする大量破壊兵器やミサイルの拡散といった新たな危険の増大など、国際情勢は不透明・不確実な要素をはらんでいる。

これに対し、国際的な協力を推進し、国際関係の一層の安定化を図るための各般の努力が継続されており、各種の不安定要因が深刻な国際問題に発展するのを未然に防止することが重視されている。米露間や欧州では関係諸国間の合意に基づく軍備管理・軍縮が引き続き進展しているほか、地域的な安全保障の枠組の活用、多国間と二国間の対話の拡大や国連の役割の充実へ向けた努力が進められている。

主要国は、大規模な侵略への対応を主眼とした軍事力の再編・合理化の推進とともに、地域紛争など多様な事態への対応能力の確保のため、積極的な努力を行っている。これは、国際協調に基づく国連などを通じた取組とあいまって、より安定した安全保障環境を構築する上でも重要な要素となっている。このような中、米国は、引き続き世界の平和と安定に大きな役割を果たしている。

わが国周辺地域では、極東ロシアの軍事力の量的な削減や軍事態勢の変化は見られるが、依然、核戦力を含む大規模な軍事力が存在し、多くの国が軍事力の拡充・近代化を行っている。また、朝鮮半島の緊張が継続するなど、不透明・不確実な

要素が残されている。しかし、同時に、二国間対話の拡大、地域的な安全保障への取組など、国家間の協調関係を深め、地域の安定を図る様々な動きがみられる。また、日米安保体制を基調とする日米間の緊密な協力関係は、わが国の安全と国際社会の安定を図る上で引き続き重要な役割を果たすと考えられる。

2 わが国の安全保障と防衛力の役割

わが国の安全保障と防衛の基本方針

防衛大綱では、わが国は、日本国憲法の下、外交努力の推進と内政の安定による安全保障基盤の確立を図りつつ、専守防衛に徹し、他国に脅威を与えるような軍事大国とならないとの基本理念に従い、日米安保体制を堅持し、文民統制を確保し、非核三原則を守りつつ、節度ある防衛力を自主的に整備するとの基本方針を、引き続き堅持している。

わが国の防衛力のあり方

(1) 基盤的防衛力構想の基本的踏襲

防衛大綱では、前大綱が取り入れた、わが国に対する軍事的脅威に直接対抗するよりも、自らが力の空白となって周辺地域の不安定要因とならないよう、独立国として必要最小限の基盤的な防衛力を保有するという「基盤的防衛力構想」の考え方を基本的に踏襲している。

(2) 防衛力の見直し

本節1で述べた国際情勢などを踏まえ、防衛大綱では、防衛力の規模と機能の見直しを行い、その合理化・効率化・コンパクト化を一層進めるとともに、必要な機能の充実と防衛力の質的な向上を図ることで、多様な事態に有効に対応し得る防衛力を整備し、同時に、事態の推移にも円滑に対応できるよう適切な弾力性を確保し得るものとするところが適当であるとしている。

日米安全保障体制の重要性の再確認

日米安保体制は、わが国の安全の確保に必要な不可欠であるだけでなく、わが国の周辺地域の平和と安定の確保やより安定した安全保障環境の構築にも引き続き重要な役割を果たすものである。このような観点から、防衛大綱では、日米安保体制の信頼性の向上を図り、これを有効に機能させるため、情報交換・政策協議、運用面での効果的な協力態勢の構築など、各種の施策の実施に努める必要があるとしている。

防衛力の役割

防衛力の中心的な役割が「わが国の防衛」にあることは言うまでもないが、近年の内外諸情勢の変化などを踏まえ、「大規模災害など各種の事態への対応」や「より安定した安全保障環境の構築への貢献」についても、適時適切にその役割を担うべきである。防衛大綱は、この3つを防衛力が果たすべき役割の主要な柱としている。

(1) わが国の防衛

周辺諸国の軍備に配慮しつつ、わが国の地理的特性に応じて必要な各種の機能を備えた適切な規模の防衛力を保有し、これを最も効果的に運用し得る態勢を築いてわが国の防衛意思を明示することにより、日米安保体制とあいまって、侵略の未然防止に努める。

「平成8年度以降に係る防衛計画の大綱」の決定について(防衛庁長官談話(抜粋))

前「大綱」においては、防衛力整備の基本的考え方として、わが国に対する軍事的脅威に直接対抗するよりも、自らが力の空白となってわが国周辺地域における不安定要因とならないよう、独立国としての必要最小限の基盤的な防衛力を保有するという「基盤的防衛力構想」を取り入れておりました。そして、わが国が保有する防衛力については、防衛上必要な各種の機能を備え、その組織及び配備において均衡のとれた態勢を保有することを主眼として、わが国がおかれている戦略環境、地理的特性などを踏まえて、その具体的な規模を導き出しておりました。

このような基盤的な防衛力を保有するという考え方については、「新防衛大綱」においても、国際関係の安定化を図るための各般の努力が継続し、日米安全保障体制がわが国の安全及び周辺地域の平和と安定にとり、引き続き重要な役割を果たし続けるとの認識にたつて今後とも基本的に踏襲していくこととしております。

また、核兵器の脅威に対しては、核軍縮の国際的努力の中で積極的に役割を果たしつつ、米国の核抑止力に依存する。

次に、間接侵略事態又は侵略につながるおそれのある軍事力による不法行為が発生した場合は、これに即応して行動し、早期に事態を収拾する。さらに、直接侵略事態が発生した場合は、これに即応して行動しつつ、米国との適切な協力の下、防衛力の総合的・有機的な運用を図ることにより、極力早期にこれを排除する。

(2) 大規模災害など各種の事態への対応

大規模な自然災害や、テロリズムにより引き起こされた特殊な災害その他の人命又は財産の保護を必要とする各種の事態に際し、関係機関から自衛隊に対応が要請された場合などに、関係機関との緊密な協力の下、適時適切に救援活動などを行う。

また、周辺地域でわが国の平和と安全に重要な影響を与えるような事態が発生した場合は、憲法と関係法令に従い、必要に応じて国連の活動を適切に支持しつつ、日米安保体制の円滑かつ効果的な運用を図ることなどで適切に対応する。

(3) より安定した安全保障環境の構築への貢献

国際平和協力業務の実施を通じた国際平和のための努力や国際緊急援助活動の実施を通じた国際協力の推進に寄与する。また、安全保障対話・防衛交流を引き続き推進し、周辺諸国を含む関係諸国との信頼関係の増進を図る。さらに、大量破壊兵器やミサイルなどの拡散の防止、地雷など通常兵器の規制や管理などのため、国連を含む国際機関などが行う軍備管理・軍縮分野の諸活動に協力する。



米国における実動訓練で市街地を想定した戦闘訓練を行っている陸自第34普通科連隊
(昨年9月 米国ハワイ州 スコーフィールドバラックス演習場)



船舶検査活動訓練で想定対象船舶に乗り込む海自隊員(昨年2月)



人道的な国際緊急援助活動のため現地では車両を卸下中の空自第1輸送航空隊員
(昨年3月 東ティモール デリ空港)

3 わが国が保有すべき防衛力の内容

前述のとおり、防衛大綱では、前大綱の「基盤的防衛力構想」を踏襲している。つまり、防衛上必要な各種の機能を備え、後方支援体制を含めてその組織や配備の均衡がとれた態勢を保有することを主眼としたものであり、わが国の置かれた戦略環境、地理的特性などを踏まえて防衛力が導き出されている。防衛大綱では、こうした観点から、陸・海・空自衛隊が維持すべき体制や保持すべき各種の態勢などを示している。

各自衛隊の体制

防衛大綱では、各自衛隊の体制を明示し、その基幹となる部隊や主要装備などの具体的規模を示している。

資料11 (p323) 参照。

各種の態勢

防衛大綱では、わが国の防衛を中心とした多様な役割を果たすために各自衛隊が保持すべき次のような態勢を示している。また、これらの態勢を保持する際には、統合幕僚会議の機能の充実などによる各自衛隊の統合的・有機的な運用や関係各機関との有機的協力関係の推進に特に配慮することとしている。

- 侵略事態などに対応するための態勢
- 災害救援などの態勢
- 国際平和協力業務などの実施の態勢
- 警戒、情報と指揮通信の態勢
- 後方支援の態勢
- 人事・教育訓練の態勢

防衛力の弾力性の確保

防衛大綱では、例えば、艦船・航空機やその乗員・操縦士など取得や養成に長期を要する装備と要員を平素から教育訓練部門などで保持することや即応予備自衛官を確保することで、事態の推移に円滑に対応できるよう、防衛力の適切な弾力性を確保することとしている。

5章1節1 (p245) 参照。

4 防衛力の整備、維持と運用における留意事項

格段に厳しさを増す財政事情を踏まえ、中長期的な見通しの下に適切な経費配分を行う。

関係地方公共団体との緊密な協力の下、防衛施設の効率的な維持、整備と円滑な統廃合のため、所要の態勢の整備に配慮する。

調達価格などの抑制のため、効率的な調達補給態勢の整備に配慮する。

技術研究開発の態勢の充実に努める。

また、将来情勢に重要な変化が生じ、防衛力のあり方の見直しが必要になると予想される場合には、その時の情勢に照らして、新たに検討することとしている。

5 防衛力のあり方の検討

防衛政策は「国を守る」という国家の根本政策であり、その実効性を保つため、防衛力のあり方について、その時々状況に応じて不断に見直しを行っていくことは当然である。また、2000（平成12）年に策定された中期防¹でも、将来の防衛力のあり方などを検討することとされている²。

こうしたことから、防衛庁は、現在、今後の防衛力のあり方などについて多様な観点から幅広く議論するため、01年（同13）年9月に設置した、防衛庁長官を長とする「防衛力の在り方検討会議」で所要の検討を行っている³。

¹「中期防衛力整備計画（平成13年度～平成17年度）について」、本章3節参照。

²本章3節1（p96）参照。

³6章1節参照。